# 堺市議会傍聴規則の改正について

【趣旨】最近では一般的に使用されない語句や制定・改正時の社会情勢を反映した規定を改正し、及び多様な人材の市議会への参画を促す一助とするための傍聴環境を整備することにより 開かれた議会とするため、標準傍聴規則が改正されたことを受け、本市議会の傍聴規則の条文見直しを行う。

①全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会 標準傍聴規則比較表

場合 場合 場合 場合 場合 場合 場合 場合 場合 場合 場合 場合 場合 場		全国市議会議長会				
(現行)	全国都道府県議会議長会 標準傍聴規則	標準傍聴規則		検討内容等		
(傍聴人の定員)	(傍聴人の定員)	(傍聴人の定員)				
第3条 一般席の傍聴人の定員は、80人とする。ただし、議 長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。	第3条 一般席の傍聴人の定員は、〇〇人とする。	第10条 一般席の傍聴人の定員は、〇〇人とする。 2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他 のやむを得ない事由により前項の定員により難い場合 は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定め ることができる。	P10, 11	○「議長が特に必要があると認めるとき」を「規模災害、重大な感染症のまん延等」の具 的な事由に変更するのか。		
(傍聴席に入ることができない者)	(傍聴席に入ることができない者)	(傍聴席に入ることができない者)				
第12条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。	第12条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。	第12条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。				
(1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者	(1) 銃器、棒その他人に危害を <u>加える</u> おそれのある物 を携帯している者	(1) 銃器その他危険な <u>物</u> を持つている者				
(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を 携帯している者	(2) ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者	(2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場 に現在する者に対する示威的行為のために使用され るおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用 している者	P12	<ul><li>○示威的行為等のために使用される物について何を例示するか。</li><li>・ビラ</li><li>・プラカード・垂れ幕(又は幕)</li><li>・たすき 等</li></ul>		
	(3) 前2号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は 他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認めら れる物を携帯している者			〇都道府県標準傍聴規則は、(3)携帯している者 と(5)妨害することが認められる者を分けて いるが、市標準傍聴規則では、携帯している 者も含め、(4)会議妨害・他人への迷惑行為の 実施を疑うに足りる顕著な事情が認められる 者としているが、どちらの条文とするか。		
(3) 笛、ラツパ、太鼓、その他楽器の類を携帯している者	_(削除)_	_(削除)_	P14			
(4) 酒気を帯びていると認められる者	<u>(4)</u> 酒気を帯びていると認められる者	<u>(3)</u> 酒気を帯びていると認められる者	P13			
(5) 異様な服装をしている者	_(削除)_	_(削除)_	P14			
(6) その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者	(5) その他会議を妨害すること <u>が明らかであると</u> 認め られる者	(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすこ とを疑うに足りる顕著な事情が認められる者	P12,13	〇都道府県標準傍聴規則と市標準傍聴規則のど ちらの条文とするか。		
2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、 前項第1号から第3号までに規定する物品を携帯している か否かを質問させることができる。	2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員 をして、 <u>前項第1号から第3号</u> までに規定する物を携 帯しているか否かを質問させることができる。	2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようと する者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に 規定する物を携帯しているか否かを質問させることが できる。	P13、14	※「傍聴人」には、「傍聴しようとする者」を 含む		
3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、 その者の入場を禁止することができる。	3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないと きは、その者の入場を禁止することができる。	3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないと きは、その者の入場を禁止することができる。				
(傍聴人の守るべき事項)	(傍聴人の守るべき事項)	(傍聴人の守るべき事項)				
第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次 の事項を守らなければならない。	第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を 守らなければならない。	第13条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を 守らなければならない。	P16	〇両標準傍聴規則に合わせ、「静粛にすること」 を第1項とするか。		

	(1) 静粛にすること。	(1) 静粛にすること。		
(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然 と可否を表明しないこと。	(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さない。	(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明 <u>し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</u>	P16	〇都道府県標準傍聴規則と市標準傍聴規則のど ちらの条文とするか。
(2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。	(削除)_	_(削除)_	P18	
(3) はち巻、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。	(削除)_	_(削除)_	P18	
(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、 病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限 りでない。	_(削除)_	_(削除)_	P18	
(5) 飲食又は喫煙をしないこと。	<u>(4)</u> 飲食又は喫煙をしないこと。	<u>(4)</u> 飲食又は喫煙をしないこと。	P17	
(6) みだりに席を離れないこと。	_(削除)_	_(削除)_	P18	※「みだりに席を離れ」は「他の傍聴人の迷惑となるような行為」として第5号の規定に包含される。なお、水分補給のための離席は、当然「みだりに席を離れ」には該当しない。
(7) 携帯電話、ラジオ、パソコン等の電気機器類の電源を切ること。	(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。	(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。	P19	<ul> <li>○携帯電話端末等その他音を発する機器について、どのような取扱いとするか。</li> <li>・「電源を切ること」(現行規則)</li> <li>・「電源を切り、又は音を発しない状態にすること」(市標準傍聴規則)</li> <li>・「音を発しないようにすること」(都道府県標準傍聴規則)</li> <li>※様々な公共の場で必ず電源を切ることまで求められなくなっていること、緊急時を想定し電源が入った状態にしておくことが必要なケースが考えられること、傍聴人が傍聴時に議会資料を自身の端末を利用して閲覧するニーズが高まっていく可能性があること等の理由から両標準傍聴規則が改正されている。</li> </ul>
(8) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。		_(削除)	P18	
(9) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような 行為をしないこと。	(5) その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨 <u>害する</u> ような行為をしないこと。	<u>(5)</u> <u>その他</u> 議場の秩序を乱し <u>、会議を妨害し、又は他</u> <u>人の迷惑となる</u> ような行為をしないこと。	P17	
(写真、映画等の撮影及び録音の制限)	(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)	(写真の撮影、録音、録画 <u>、放送</u> 等の禁止)		
第14条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、 又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の承認を受け なければならない。	第14条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。	第14条 傍聴人は、傍聴席において写真 <u>の撮影、録音、 録画、放送等</u> をしてはならない。ただし、特に議長の 許可を得た者は <u>、この限りでない</u> 。	P19,20	〇両標準傍聴規則が「許可」となっているのに対し、現行規定は「承認」となっていることを踏まえ、「許可」に改正するのか。 ※なお、手続きは議事運営に関する要綱により「議運の協議を経て議長が承認する」こととしている。
				○市標準傍聴規則では禁止行為に録画・放送等を追加したことを踏まえ、同様に追加するのか。 【行為】 ・写真の撮影 ・録音 ・録画 ・放送等(放送等については、録画等他の行為を制限又は禁止することで対応可能と考えられる。)

### ②傍聴券について

- ・傍聴券に記載している「傍聴者の守るべき事項」について、傍聴規則の改正内容に合わせ、改正する。
- ・堺市議会個人情報の保護に関する条例第6条により、<u>「住所及び氏名」を記載させる場合は、利用目的を明示しなければならないため、傍聴券にその旨明示するものとする</u>。

## 表 (傍聴券)

	傍	聴	券	No.		No.	-	傍耳	徳 券	交付	空	
令和	年	月 日	限り有効			令和 (住所)	年	月	日	交付		1
お示し ② 傍聴を ③ 傍聴席	ください 終えて追 いの危険	`。 垦場の際は 食物の持ち	、本券を係 込みは禁止		切り離し無効	(氏名)						

## 表 (委員会傍聴券)

委 員 会 傍 聴 券 <u>No.</u>	<u>No.</u> 委員会傍聴券交付控
会議名	会議名
令和 年 月 日 限り有効	令和 年 月 日 交付
<ul> <li>◎ 傍聴席入場時及び提示を求められた際は、必ず係員にお示しください。</li> <li>◎ 傍聴を終えて退場の際は、本券を係員にお返しください。</li> <li>◎ 傍聴席への危険物の持ち込みは禁止されています。</li> <li>◎ 裏面をご一読のうえ、静かに傍聴してください。</li> </ul>	
堺 市 議 会	

### 裏(共通)

- ◎ 傍聴席では静粛にし、次の事項を守ってください。
- 1 拍手、その他公然と可否を表明しないこと。
- 2 大声を出すなど騒ぎたてないこと。
- 3 はち巻、腕章など示威的行為をしないこと。
- 4 帽子、外とうなどを着用しないこと。
- 5 飲食、喫煙をしないこと。
- 6 みだりに席を離れたり、他人の迷惑となる行為をしないこと。
- 7 携帯電話、ラジオ、パソコン等の電気機器類の電源を切ること。
- 8 その他議場 (委員会室) の秩序を乱し、又は会議の妨害となる 行為をしないこと。
- ◎ その他、傍聴規則を守り、係員の指示に従ってください。